

議案第 6 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又

は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方

等育児休業をしている場合

ウ 当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として区規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４を次のように改める。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあっては第３号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として区規

則で定める場合に該当する場合

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 第2条第3号に掲げる職員

第14条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第4項及び第5項の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定及び付則第3項の規定 令和5年4月1日

（経過措置）

- 2 施行日前に、第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第5号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（

令和３年法律第６３号）附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（施行前の準備）

- ４ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第３５号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、施行日前においても行うことができる。
- ５ 第１条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第２条第３号ア、第２条の３第３号、第２条の４又は第３条第７号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、育児休業等に関し任命権者が講じなければならない措置を追加し、育児休業等を行うことができない職員に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。